

【緊急】ドイツにおける新型コロナウイルス対策(ドイツ国内の更なる防疫対策)

2020年3月22日

在フランクフルト日本国総領事館

【ポイント欄】

●3月22日、メルケル・ドイツ首相は、新型コロナウイルスの更なる拡散を防止するために、連邦政府と各州政府の間で合意した、新たなガイドラインを発表しました。これは3月12日に発表したガイドラインをさらに拡大して、ドイツ全土において、統一した社会生活上の接触制限措置を定めるものです。

●当館管轄のヘッセン州およびラインラント＝プファルツ州では、同日、各州首相が新型コロナウイルス感染症対策の追加措置に関する記者会見を行い、新たなガイドラインに沿った措置を両州内でも実施する方針であることを発表しました。邦人の皆様におかれましては、渡航・滞在中の自治体に関する最新の情報収集に努めてください。

【本文】

1. コロナウイルス対策に関する連邦政府と州政府によるガイドライン

(1) 同居家族等以外の他人との接触は絶対に必要な最低限とすること。

(2) 公共空間において、他人との距離を必ず最低1.5メートル、可能であれば2メートル以上とすること。

(3) 公共空間における滞在は、単身か、または家族以外の1名、または家族の同伴に限り認められる。

(4) 職場への通勤、緊急時ケア(託児、高齢者介護等)、買い物、通院、試験や会議等重要な日程、他者の支援、個人によるスポーツ、屋外での新鮮な空気を吸うための運動やその他必要な活動のための外出は、引き続き認められる。

(5) ドイツにおける深刻な状況に鑑み、グループによるパーティーは、公共の場所か私的な空間(住居)かを問わず許容されない。秩序局または警察が取り締まり、違反行為には罰則が適用される。

(6) すべての飲食店は閉鎖する。ただし配達サービスや持ち帰り等により、個人が自宅で飲食するための料理の販売は例外。

(7) 理髪業、美容サロン、マッサージ業、タトゥー業など、身体のケアに関わるサービス業は、近距離での身体の接触を避けられない職種であり、本ガイドラインに合致しないため、すべて閉鎖する。ただし、医療上必要な治療は引き続き認められる。

(8) 人々との接触があり得るすべての現場については、公衆衛生に関する規則を守り、従業員や訪問客に対する効果的な保護措置を実施することが重要である。

(9) 上記の措置の適用期間は最短2週間とする。

○ドイツ連邦政府プレスリリース

<https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/coronavirus/besprechung-von->

[bundeskanzlerin-merkel-mit-den-regierungschefinnen-und-regierungschefs-der-laender-zum-coronavirus-1733266](https://www.bundeskanzlerin.de/Content/DE/Presse/Pressemitteilungen/2020/03/20200313-merkel-1733266.html)

○ドイツにおける新型コロナウイルスに関する最新情報（在ドイツ日本国大使館ホームページ）

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

2. ヘッセン州およびラインラント＝プファルツ州

ブフィエ・ヘッセン州首相およびドライヤー・ラインラント＝プファルツ州首相はそれぞれ記者会見を行い、本22日にメルケル連邦首相及び他州の州首相と協議を行い、新たなガイドライン（内容は上記1参照）が発表されることとなった旨述べました。両記者会見の主要ポイントは以下のとおりです。

●新たなガイドラインに沿った措置をヘッセン州およびラインラント＝プファルツ州でも導入する方針である。その内容の多くは既に両州で決定済みであるが、特に大きな変更点として以下の2点が挙げられる。

●公共空間における滞在は、単身乃至は、家族以外の1名または世帯を共にする家族の同伴に限り認められる。

●理髪業、美容サロン、マッサージ業、タトゥー業など、身体のケアに関わるサービス業は、近距離での身体の接触を避けられない職種であり、本ガイドラインに合致しないため、すべて閉鎖する。ただし、医療上必要な治療は引き続き認められる。

3. ザールラント州

ハンス・ザールラント州首相は、自身のツイッター上で、新たなガイドラインの発表についてツイートし、同州内においては既に実施されている外出制限措置が引き続き有効である旨述べました。

（参考）

https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/20200320corona_virus_taisaku.pdf

【参考】

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_165.html#ad-image-0

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関するQ&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html